

大和市役所からのお知らせ

◎火災・風水害で、り災された(災害を受けた)方々へ

火災や風水害等によって、り災した場合、申請により税の減免などが受けられる制度があります。

ただし、り災の状況によりまして、減免措置等を受けられない場合もございますので、詳細につきましては、それぞれ下記担当課に直接、お問い合わせください。

対象内容	内 容	担当課	連絡先
り災証明書	災害により、り災したことを証明するものです。 下記の各種申請手続きに必要な場合があります。	危機管理課	(260)5777
災害見舞金	り災者又はその遺族に対して見舞金又は弔慰金が支給される場合があります。	健康福祉総務課 地域福祉担当	(260)5604
固定資産税・都市計画税	災害等により著しい損害を受けた固定資産について、その損害の程度により、固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります。	資産税課 土地担当 家屋償却資産担当	(260)5236 (260)5245
市民税	災害により住宅又は家財に著しい損害を受けた場合、その損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除きます)、損害の程度、災害を受けた方の前年の所得に応じて減免を受けられる場合があります。	市民税課 個人市民税担当	(260)5233
所得税	災害により住宅又は家財などの資産に損害を受けた場合などには、確定申告で一定の金額の所得控除【雑損控除】を受けられる場合があります。 詳しくは国税庁ホームページ【 www.nta.go.jp 】をご覧ください。	大和税務署 個人課税部門	(262)9411
市税の納税猶予	り災したことにより、市税を納期限までに納められない場合は、納めることができない金額を限度額として、1年以内の期限に限り、その徴収の猶予を受けられる場合があります。	収納課 収納担当 特別滞納整理担当	(260)5242
延滞金の減免	市税等を納期限後に納付し、更に延滞金の納付が必要な時に、り災したことにより、納めることができない場合は、延滞金の減免を受けられる場合があります。	収納課 収納担当 特別滞納整理担当	(260)5242
国民健康保険税	り災したことにより、生活が著しく困難になったとき、損害の程度に応じて減免を受けられる場合があります。	保険年金課 国保年金担当	(260)5114

国民健康保険一部負担金	り災したことにより、生活が困窮し、一部負担金の納付が困難と認められる場合に、損害の程度に応じて減免を受けられる場合があります。	保険年金課 保険給付担当	(260)5115
国民年金	り災したことにより、保険料を納めることが著しく困難になったとき、申請により保険料の免除・猶予を受けられる場合があります。	保険年金課 国保年金担当	(260)5116
介護保険料	災害により、住宅、家財等の財産に著しい損害を受けた場合、その損害の程度により介護保険料の減免を受けられる場合があります。	介護保険課 保険管理担当	(260)5168
後期高齢者医療保険料	減免の対象は、り災したことにより、現住する住宅について損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。 ・減免の期間は、災害が発生した日の属す月以降6か月となります。 ・減免の申請は、災害のやんだ日から60日以内に提出が必要となります。	保険年金課 高齢者保険担当	(260)5122
下水道使用料の減免	災害によって次のいずれか相当の被害を受けた場合は、下水道使用料の減免を受けられる場合があります。 (1)「大和市災害弔慰金の支給等に関する条例」によって災害障害見舞金が支給される者 (2)「大和市災害弔慰金の支給等に関する条例」によって災害援護資金の貸し付けを受ける者	河川・下水道整備課 排水設備担当	(260)5463
下水道受益者負担金の徴収猶予	受益者が、震災、風水害、火災等を被り、徴収を猶予することがやむを得ないと認められる場合は、負担金の徴収を猶予される場合があります。	河川・下水道整備課 排水設備担当	(260)5463
保育料	地震等の自然災害により、入所児童の家庭の財産が著しく損なわれた場合は、申請により、適宜減免を受けられる場合があります。	保育家庭課	(260)5607
(大和市立保育所の)給食費	天災等により入所児童の家庭の財産が著しく損なわれた場合は、申請により、減額または免除される場合があります。	保育家庭課	(260)5607
一般廃棄物処理手数料	り災したことにより発生した一般廃棄物に対し処理手数料の減免を受けられる場合があります。	施設課 管理担当	(269)1522
塵芥処理手数料・粗大ごみ処理手数料	り災したことにより発生した一般廃棄物に対し、塵芥処理手数料・粗大ごみ処理手数料の減免を受けられる場合があります。	収集業務課 収集担当	(269)1511